

議案第67号

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課
後児童支援員の要件を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
9月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項に規
定する中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。